

**沖縄県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める
「くろまぐろ」について**

(第 6 管理期間)
令和2年3月18日公表
令和2年5月12日一部改正
令和2年6月1日一部改正

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においてくろまぐろは、はえ縄漁業、一本釣り漁業等により、主に4月から7月にかけて本県周辺海域において漁獲され、重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、その安定的で持続的な利用を図る観点から、国の中長期基本計画により決定された漁獲可能量のうち、本県の知事管理量について県下漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はその旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずるものとする。
- 4 また、くろまぐろ資源の適切な管理を行っていくためには、その分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的数据又は知見が必要であることから、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産海洋技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを支援するとともに、本県の管理措置と相まった総合的な管理体制の構築を図る。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について、沖縄県の知事管理量に関する事項

- 1 本県の知事管理量について
第6管理期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の知事管理量は次の表のとおりとする。

種類	知事管理量	備考
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	0. 1トン	留保なし。
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	220. 9トン	うち12. 2トンを本県の留保とする。

2 知事管理量の変更について

- (1) 小型魚又は大型魚に係る我が国全体の採捕の数量が、小型魚又は大型魚に係る我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合（現に当該数量が当該漁獲可能量を超えている場合を含む。）であって、農林水産大臣がその採捕の数量を公表したときは、知事は第2の1の表に掲げる知事管理量を、当該公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量に変更するものとする。
- (2) 本県の知事管理量について、都道府県間又は大臣管理量との融通の必要が生じたときは、沖縄海区漁業調整委員会の確認を得た上で、管理量の融通に関する協議を行う。協議が整った場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量を、融通後の数量に変更し、知事はその数量を公表するものとする。
- (3) 国の基本計画の変更により、本県の配分量が変更された場合、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量を、変更後の数量に変更し、知事はその数量を公表するものとする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 採捕の種類別の数量

- (1) 採捕の種類別の割当量及び留保の数量は次の表のとおりとする。

採捕の種類		割当量	留保の数量
漁船漁業等 (定置漁業を含む。)	小型魚	0. 1トン	留保なし。
	大型魚	208. 7トン	12. 2トン

- (2) 小型魚の割当量については、本県における小型魚の採捕実績がわずかであることを踏まえ、小型魚をとることを目的とした採捕は自粛することとし、

やむを得ず採捕された事例に対する割当に限るものとする。

2 海域別、期間別の数量

- (1) 小型魚及び大型魚に係る海域別の割当量は定めない。
- (2) 小型魚に係る期間別の割当量は定めない。
- (3) 大型魚に係る期間別の割当量及び留保の数量は次の表のとおりとする。

期間	割当量	留保の数量
合計	208.7トン	12.2トン
令和2年4月1日から7月31日まで 以下「前期」とする。)	207.7トン	11.2トン
令和2年8月1日から令和3年3月 31日まで(以下「後期」とする。)	1.0トン	1.0トン

- (4) 大型魚に係る採捕の数量が当該期間の割当量を超過した場合、期間ごとに、それぞれの留保からその超過分を充当するものとする。
- (5) 国の基本計画の変更により、本県の大型魚の配分量が追加された場合、追加された全数量は、前期中であれば前期の割当量に、後期中であれば後期の割当量に、それぞれ追加するものとする。
- (6) 大型魚に係る前期の割当量及びその留保の数量に残余が生じた場合は、それらの残余の数量を後期の割当量に加算するものとする。

第4 くろまぐろの知事管理量について実施すべき施策に関する事項

1 採捕の数量等の報告体制について

- (1) 漁業者又は漁業団体（漁業協同組合又は漁業者を会員とする任意団体をいう。）は、沖縄県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成31年沖縄県規則第3号）で定める報告に加え、次の表に掲げる採捕数量の積み上がり状況に応じた報告体制により、県に採捕の数量等の報告を行うものとする。

種類	採捕数量の積み上がり状況	報告の体制
小型魚	常時	<ul style="list-style-type: none">・漁業者は、採捕日の翌日12時までに、採捕の数量又は放流した数量を所属漁業団体の担当者へ報告する。・漁業団体の担当者は、当該採捕の報告を受けた日の15時までに、その内容をメール、FAX又は電話により、県水産課に報告する。・漁業団体に所属していない漁業者は、採捕日の翌

		日15時までに、採捕の数量又は放流した数量等をメール、FAX又は電話により、県水産課に報告する。
大型魚	第3の1で定める割当量の5割未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、水揚げごとに、採捕の数量を所属漁業団体の担当者へ報告する。 ・漁業団体の担当者は、当該採捕の報告を受けた日の3日後の15時までに、その内容をメール、FAX又は電話により、県水産課に報告する。 ・漁業団体に所属していない漁業者は、水揚げした日の3日後の15時までに、採捕の数量等をメール、FAX又は電話により、県水産課に報告する。
	第3の1で定める割当量の5割以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、採捕日の翌日12時までに、採捕の数量又は放流した数量を所属漁業団体の担当者へ報告する。 ・漁業団体の担当者は、当該採捕の報告を受けた日の15時までに、その内容をメール、FAX又は電話により、県水産課に報告する。 ・漁業団体に所属していない漁業者は、採捕日の翌日15時までに、採捕の数量又は放流した数量等をメール、FAX又は電話により、県水産課に報告する。

- (2) 各漁業団体は、所属する漁業者との連絡網を整備するものとする。
(3) 県は、漁業団体との連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の対応を含む。）を整備するものとする。

2 緊急の報告体制及び管理措置について

- (1) 漁業者又は漁業団体は、第4の1の表に掲げる体制により、速やかに県に採捕の数量等の報告を行うとともに、採捕数量の急激な積み上がりに対応するため、次の表に掲げる緊急の管理措置を行うこととする。

緊急報告の基準	緊急の管理措置
小型魚の採捕があった場合	生存個体は全て放流する。
1隻あたり1日2トン以上の大型魚の採捕があった場合	第3の2で定める割当量の残量が確認できるまで、くろまぐろをとることを目的とした採捕を自粛する。

- (2) 県は、採捕の数量が第3の1に定める割当量の7割を超えた場合であって、本県全体の合計で1日5トンを超える採捕の数量報告を受けたときは、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

3 採捕の数量の公表等について

県は、採捕の数量が次のいずれかに該当するときには、法第8条第2項の規

定に基づき、知事管理量を超えるおそれがあると認めるときとして、その採捕の数量を公表するものとする。

- (1) 小型魚に係る採捕の数量が第3の1に定める小型魚の割当量の7割を超えたとき。
- (2) 大型魚に係る採捕の数量が第3の2に定める期間別の割当量の7割を超えたとき。

4 早期是正措置について

県は、第4の3による採捕の数量を公表したときは、本県の漁業者等に対し、次に掲げる早期是正措置を内容とする、法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告をするものとする。

- (1) 小型魚については、小型魚をとることを目的とした採捕を自粛し、その採捕があった場合は生存個体を全て放流する早期是正措置を勧告する。
- (2) 大型魚については、次の表に掲げる段階的な早期是正措置を講ずる。

段階	早期是正措置の内容
第3の2で定める期間別の割当量の7割を超える場合	<ul style="list-style-type: none">・くろまぐろをとることを目的とした採捕の自粛及び混獲の回避のための漁具漁法の改良に備える。・県は当該措置を助言する。
第3の2で定める期間別の割当量の8割を超える場合	<ul style="list-style-type: none">・くろまぐろをとることを目的とした採捕を自粛する。・混獲の回避のための漁具漁法の改良に努める。・県は当該措置を指導する。
第3の2で定める期間別の割当量の9割を超える場合	<ul style="list-style-type: none">・生存個体は全て放流する。・県は当該措置を勧告する。・漁業団体に当該措置の履行確認を依頼する。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- (1) 県は、漁業者に対し、第4の4に定める早期是正措置等の管理措置を行ったときは、県内の遊漁者及び遊漁船業者に対しても同様の措置を講ずると共に、速やかにその内容を国に報告するものとする。
- (2) 県は、国と協力し、遊漁者及び遊漁船業者に対し、インターネットやテレビ等の媒体を通じて、本県の実施する管理措置や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

2 採捕の停止命令について

- (1) 県は、第2の1に掲げる小型魚又は大型魚に係る知事管理量の9割5分を超えるおそれが著しく大きいと認められるとき（現に当該割合を超えている場合を含む。）は、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発動するものとする。
- (2) 第2の2の(1)に掲げる農林水産大臣による採捕の数量の公表がなされたときも、(1)と同様とする。
- (3) 県は、第3の2の(1)に掲げる採捕の種類別及び期間別の割当量の9割5分を超えるおそれが著しく大きいと認められるとき（現に当該割合を超えている場合を含む。）は、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発動するものとする。

3 その他採捕の停止命令に関すること

法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令が発動されたときは、漁業者のほか、県内の遊漁者及び遊漁船業者もその適用を受ける。